

第16回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成30年10月23日(火) 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 8 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規程による届出の確認事務報告について
 - 日程第 9 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第 10 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員		推進委員
1番委員	鈴木 文雄	佐藤 桂
3番委員	吉清水 秀明	桑原 和男
5番委員	工藤 肇	
6番委員	武田 美紀	
7番委員	齊藤 文一郎	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員

農業委員	
2番委員	西村 秋良
4番委員	新田 義修
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	小笠原 明
〃	主任主査	海老澤 愛

開会時刻 平成30年10月23日（火） 午前10時00分

議長 只今の出席農業委員は7名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、8番大森泰英委員と1番鈴木文雄委員を指名します。

書記には、事務局の小笠原総括主査と海老澤主任主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 （第15回総会開催日の翌日以降の業務を報告する）

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第5条の規程による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

小笠原総括主査 それでは、議案第5号についてご説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、大森泰英農業委員、佐藤桂推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を、佐藤桂推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。

10月18日に大森泰英委員と桑原和男推進委員と現地調査を実施しました。

はじめに整理番号1について、ご報告します。

申請地の位置は、滝沢市立篠木小学校から北西へ約300メートルのところにあります。

周囲の状況は、北側は宅地、ほか3方は農地となっております。

今回の申請理由は、農地所有者の長男家族が、現在住んでいるアパートが手狭になったため、実家の隣に住宅を建設する計画とのことです。

取水は滝沢市上水道、排水は公共下水道を利用するとのことです。

続きまして、整理番号2について、ご報告します。

申請地の位置は、滝沢市立滝沢小学校から南西へ約400メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側は宅地、ほか3方は農地となっております。

今回の申請理由は、道路拡幅工事に伴う工事用建築資材置き場に利用する計画とのことです。取水及び排水は利用しないとのことです。

続きまして、整理番号3について、ご報告します。

申請地の位置は、JR滝沢駅から東南へ約400メートルのところにあります。

周囲の状況は、北側は原野、東側は宅地、南側と西側は農地となっております。

今回の申請理由は、携帯電話無線基地局建設に伴う工事用建築資材置き場及び作業車両置き場等に利用する計画とのことです。

取水及び排水は利用しないとのことです。

以上、整理番号1番から3番までについて調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第1号は、原案のとおり、許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、利用権貸借が1件となっております。
それでは、整理番号1番について説明させていただきます。議案書は12ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして、補足説明させていただきます。
整理番号1番は、農地中間管理事業を活用しての貸借の案件です。
平成30年4月23日に開催されましたあっせん会議において決定した案件になります。
以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項ただし書きに、農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合にあっては、この限りではないとされておりますことから、本案件に関しては調査書の添付をしておりませんことを申し添えます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告について、佐藤桂推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 それでは、私の方から整理番号1番について、ご報告申し上げます。
現地は全体として広く農地として活用されていることが確認できました。
なお、今回権利の設定を受ける方は、農地中間管理機構ということですので、全部効率利用の関係等4要件については、適用対象外とのことです。
以上で、議案第2号の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号、農用地利用集積計画の策定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画（案）に対する意見の決定について説明します。議案書は14ページをご覧ください

（議案書朗読説明）

以上について補足説明いたします。

今回権利の設定を受ける者は、認定農業者で地域農業マスタープランに「今後の地域の中心となる経営体」として位置付けられております。

経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、議案第2号整理番号1番の案件で農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することが決定した農地を、借受希望者に貸し付けするものです。事務手続き期間の短縮化を図る観点から、利用集積計画の決定公告の前ではありますが、農用地利用配分計画案への意見の決定についてを同日の総会において、ご審議いただくものであります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告ですが、議案第2号において報告済みですので省略します。

これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、農用地利用配分計画（案）の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

小笠原総括主査 議案第4号についてご説明いたします。

議案書は17ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上について、補足説明いたします。

整理番号1番について、今回、適用外証明願いに至った理由といたしましては、農林課からの通知で、申請地が農地であったことを知ったと

のことですが、農作業をするうえで車両の転回場所及び駐車場は必要不可欠であることから、今後も利用していきたいため、適用外証明を願い出たものです。現地は、53年間、車両の転回場所及び駐車場として利用されてきたことから農地性はなく、また迂回できる道路もなく、行き止まりとなることから、車両の転回場所等として利用することは止むを得ないものと考えます。

整理番号2番について、今回、適用外証明願いに至った理由といたしましては、申請者は、現在は茨城県に居宅を建築し生活をしており、今後この申請地に自己の居宅を建築する予定がなく、売却したいとのことから適用外証明を願い出たものです。現地は、駐車場として利用されており既に農地性はないことから止むを得ないものと考えます。

整理番号3番について、今回、適用外証明願いに至った理由といたしましては、母屋の建て替えのため土地の測量を行った際、農業用物置が宅地から一部農地に、はみ出して建てられていたことが判明したため適用外証明を願い出たものです。現地は申請のとおり、農業用物置2棟の建物の一部が農地にはみ出して建てておりました。また、通路として利用されておりました。建物が建てられてから48年経過しており既に農地性はないことから止むを得ないものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、桑原和男推進委員にお願いします。

桑原推進委員 整理番号1番について、ご報告します。

申請地の位置は、滝沢市役所から北西へ約200メートルのところであり、周囲の状況は、四方が農地に囲まれた土地となっておりました。現地は、道路と一体となった雑種地となっておりました。

続きまして、整理番号2番について、ご報告します。

申請地の位置は、滝沢市立滝沢第二小学校から南西へ約350メートルのところであり、周囲の状況は、南側は原野、ほか3方は宅地となっておりました。現地は、駐車場として利用されておりました。

続きまして、整理番号3番について、ご報告します。

申請地の位置は、滝沢市立鶉飼小学校から北西へ約850メートルのところにあります。周囲の状況は、東側と南側は農地、ほか2方は宅地となっておりました。現地は、農業用物置及び通路として使用されておりました。

以上整理番号1番から整理番号3番までについて、現地調査の結果、現在は農地性はなく、日照について支障はなく、周囲への影響もないと考えられることから、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規程による届出の確認事務報告について事務局より報告させます。

海老澤主任主査 農地法第3条の3第1項の規程による確認事務について報告いたします。案件は4件になります。議案書は22ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第9、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

海老澤主任主査 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。案件は3件です。議案書は25ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきまして、補足説明いたします。
整理番号1番から3番まで、賃借人の健康上の理由により耕作が困難となったための合意解約です。

議長 日程第10、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について事務局より報告させます。

小笠原総括主査 報告第5号、農地転用届出の確認事務報告についてご報告いたします。
4条の案件が1件、5条の案件が3件となります。
議案書は27ページ及び28ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。
これをもって、第16回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成30年10月23日 午前10時45分

議 長

会議録署名人 8 番委員

会議録署名人 1 番委員

これは原本である。

平成30年10月23日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一